

議案第 13 号

小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の給与に関する条例(昭和 32 年小松島市条例第 20 号)の一部を別紙のように改正する。

令和 2 年 3 月 3 日提出

小松島市長 濱田 保徳

小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の給与に関する条例（昭和32年小松島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条の3第1項中「12,000円」を「14,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「25,000円」に、「12,000円」を「14,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「25,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第26条第1項を次のように改める。

現業職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員をいう。）の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当
- (2) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 前号に掲げるもののうち、扶養手当、住居手当及び退職手当を除いたもの
- (3) 会計年度任用職員で法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員 第1号に掲げるもののうち、管理職手当、扶養手当、住居手当、勤勉手当及び退職手当を除いたもの
- (4) 会計年度任用職員で法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員 第1号に掲げるもののうち、管理職手当、扶養手当、住居手当及び勤勉手当を除いたもの

第26条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において、改正前の小松島市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第11条の3の規定により住居手当が支給されていた職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与条例第11条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）の住居手当を支給する。

（1） 改正後の給与条例第11条の3第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（2） 改正後の給与条例第11条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額が旧手当額より少なくなる職員

3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。